

議案第14号

非常勤の一般職の職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

非常勤の一般職の職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

平成29年2月24日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

非常勤の一般職の職員の年次有給休暇、休憩時間等の規定を整備するため、条例
の一部を改正するものである。

30時間以上			0日	1日	2日	3日	4日	5日	10日
30時間未満	5日以上	217日以上	0日	1日	2日	3日	4日	5日	10日
	4日	169日以上 216日以下	0日	1日	1日	2日	2日	3日	7日
	3日	121日以上 168日以下	0日	0日	1日	1日	1日	2日	5日
	2日	73日以上 120日以下	0日	0日	0日	0日	0日	1日	3日
	1日	48日以上 72日以下	0日	0日	0日	0日	0日	0日	1日

別表第2（第8条関係）

1週間の 所定労働時間	1週間の 所定労働日数	1年間の所定労働日数 (週以外の期間によって労働日数が定められている場合)	継続勤務年数					
			2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目以降
30時間以上			11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日以上	217日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	169日以上 216日以下	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日以上 168日以下	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日以上 120日以下	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日以上 72日以下	2日	2日	2日	3日	3日	3日

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から平成29年度における任用期間まで継続して非常勤の一般職の職員として勤務している者については、その継続して勤務していた期間

を改正後の非常勤の一般職の職員の勤務条件等に関する条例別表第2の継続勤務年数に通算し、同条例第8条第2項の規定による年次有給休暇を付与するものとする。